

発議第13号

令和元年9月26日

木津川市議会議長 山本 和延 様

提出者 木津川市議会 議会運営委員会
委員長 森本 隆

木津川市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び木津川市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

広報編集委員会を地方自治法第100条第12項の規定に基づく協議又は調整を行う場とするため、所要の改正を行うものです。

木津川市議会規則第 号

木津川市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

木津川市議会会議規則（平成19年木津川市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

広報編集委員会	議会広報の編集発行に関する協議 又は調整を行う。	広報編集委員	広報編集委員会の委員長
---------	-----------------------------	--------	-------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

参考資料（発議第13号）

木津川市議会会議規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

(新)

本則（略）

別表（第166条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整を行う。	全議員	議長
広報編集委員会	議会広報の編集発行に関する協議又は調整を行う。	広報編集委員	広報編集委員会の委員長

(旧)

本則（略）

別表（第166条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整を行う。	全議員	議長